

消費吉レポート

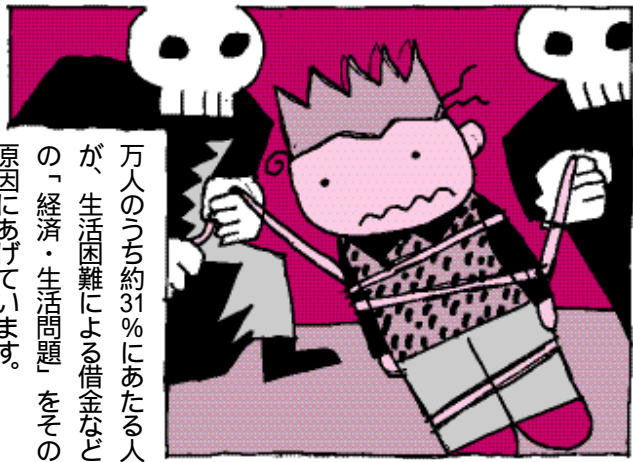
第1346合併号 2006年10月17日

〒162 0042 東京都新宿区早稲田町75
電話03(5155)4765 ファクス03(5155)4767
E-mail:nishoren@jca.apc.org
http://www1.jca.apc.org/nishoren/
会費 年間7,000円 前納制 郵便振替00130-0-22957

発行責任者 富山洋子
発行所 日本消費者連盟

〒162 0042 東京都新宿区早稲田町75
電話03(5155)4765 ファクス03(5155)4767
E-mail:nishoren@jca.apc.org
http://www1.jca.apc.org/nishoren/
会費 年間7,000円 前納制 郵便振替00130-0-22957

特集 多重債務と弱い者いじめの改正案は修正を！ グレーゾーン金利



2006年9月15日 政府・自民党は、貸金業規制法改正案をまとめました。しかし、この改正案によって、2000万人に及ぶといわれている多重債務者が救済されるのでしょうか。

警察庁の資料によると、05年の自死者は8年連続で3万人を超え、遺書のあつた約1

万人のうち約31%にあたる人が、生活困難による借金などの「経済・生活問題」をその原因にあげています。

根本原因は弱者への配慮欠ける政治

貸金業者の高金利はもとより、社会保障や融資制度の貧困等、弱者を救済する政治が行なわれていないことが根本的な原因ではないでしょうか。いわゆる消費者金融を利用している人々のほとんどが年

収360万円以下で、月々の生活費の補填のための借金が積み重なり、返済不能に陥っているといえます。

9月12日衆参両議院の関連議員に申し入れ

改正案は、出資法の上限金利(29・2%)を法改正からほぼ3年間で利息制限法の上限金利(15・20%)に揃え、いわゆる「グレーゾーン金利」を廃止。その後、短期間の少額貸し出しに限り、2年間の特例措置として25・5%の金利を認めるというもの。当初の金融庁案に比べて適用期間を短縮、「30万円以下・1年以内」とし、特例措置の対象は絞り込むとされていますが、低所得者等に対する貸し付けは、特例措置を設けるのではなく、セーフティーネットの拡充・強化で対処すべきです。

宛てて以下のような申し入れを致しました。

出資法と貸金業規制法の上限利率の検討にあたっては、小額・短期・事業者用融資等あらゆる特例措置は導入しないこと、法改正後の利率適用にあたっては、数年間で段階的な引き下げ等、法の抜け道となるような経過措置は設けないこと、上記の特例措置・経過措置を設けることによって、新たなグレーゾーンを作りださないこと、利息制限法の制限金利を引き下げ、実質的な利上げにつながる区分の変更をしないこと。今臨時国会における審議に、これらが反映されることを求めていきます。(富山洋子)

おもな記事

多重債務で奪われる暮らしの権利とは？……改正案……事業者に甘い改正案……多重債務とプライバシー……信用情報機関の情報交流……無資格助産行為病院の摘発……外食メニューの原産地表示……日の出処分場差し止め訴訟

ファイルしておいて下さい。後でお役に立つと思います。

コピー・転載の時はご連絡ください。

特集 多重債務とグレーゾーン金利

村上美和子さん (全国青年司法書士協議会副会長) に聞く

多重債務で奪われる暮らしの権利とは？

多重債務の方々に対して「遊ぶ金欲しさなのではないか」という偏見もまだまだ多いと思います。この問題は「借りる側の問題」なのですか。いま多重債務に陥っている方の多くが、年収でいうと、だいたい360万円以下の、そもそも生活費にあてる原資

が足りない低所得者です。本当は、銀行等がそういった方々に貸し出す、あるいは制度融資のような形で行政が補填するという仕組みがあれば、まず貸金業者には行かない人が圧倒的多数です。

このような日々の生活費にも足りない状態の中での借りに入れますので、返済にあてるものがありません。結局返済に窮して、また借入れを増やし、その業者が借りられなくなったら、次の業者という形で、多重債務は構造的につくられていくのです。

貸金業者の利息は任意

貸金業者に高金利を許しているのが「グレーゾーン金利」といわれていますが、これについて説明して下さい。

まず利息制限法が、民事上有効な利息の上限を、貸し付け金額によって15・20%と定めています。ところが、別の貸金業規制法という法律では、四十三条で「みなし弁済」規

定というものが定められていて、一定の要件を満たすと、利息制限法の上限を超えた利息を取ってもよいことになっています。

ただし、利息に関しては出資法というまた別の法律もあって、ここでは29・2%を超える利息を取ったら、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金という刑事罰が科されます。

そうすると、利息制限法の上限15・20%から出資法の29・2%までの間の利率は、「みなし弁済」の適用があれば有効とされ、適用がなければ無効とされるといって灰色の部分がすなわちグレーゾーンということになるわけです。

そのグレーゾーンの間は金利でも「白」として許される「みなし弁済」の要件というのは、どんな内容なのですか。要件は五つありまして、貸金業登録をした業者であること、貸し出し時の契約書の交付、返済時の領収書の

交付、借りる方が支払う利息を認識していること、任意であることとなっています。特に契約書面・領収書面については、厳格詳細な法定記載事項が定められています。

消費者金融の債務者の実態

借り入れ 社数	債務者数 (万人)	1人当りの 借り入れ 残高(万円)
1	598	36
2	270	87
3	174	132
4	128	169
5	99	206
6	65	233
7	36	254
8	17	267
9	7	274
10	3	281
11以上	2	287

06年7月26日付『東京新聞』より

なるほど。登録や書面の交付などのほかに、本来借りる人が拒否できることをわかったうえで、その利息に納得して借りるといふことが要件だったわけですね。

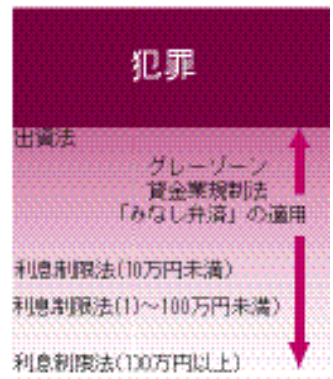
そうですね。ただし、これまでの裁判では、「みなし弁済」が認められなかった場合でも利息の認識や任意性の部分ではなく、書面の不備などがその理由とされてきました。専門レベルでは、当然支払いは強制されたもので任意性はなく、利息の認識もなかったと主張してきたのですが、裁判所の方ではなかなかその要件では切れなかったんです。

そんな中で出たのが200

6年1月13日の商工ローン業者のシテイスに対する最高裁判決で、この任意性を厳しく問う司法判断がなされたことから、この「みなし弁済」は事実上死文化したといわれています。そもそも借りる人のほとんどが任意であることを認識して、民事上無効な超過利息を支払っているわけではありせんから。

いま現在、裁判の場では、業者が「みなし弁済」の適用を主張することはほとんど皆無になっています。そうしたことから、いまグレーゾーンに関しては、司法の手を離れて、政治判断に移ったという段階です。

グレーゾーン金利



貸金業者をつけあがらせた「飴」

そもそも、なぜグレーゾーン金利などという、こんなややこしい仕組みができてしまったのですか。

1978年の貸金業規制法制定当時、何が起っていたかという、第一次サラ金バニックが起っていました。私も記憶にあります。近所のお宅に夜の11時半頃、「ドンドン、金返せ!」みたいな騒ぎを憶えています。それがあの当時のサラ金だったはずなんです。当時のサラ金は、おそらく今のヤミ金(闇

金融業者＝無登録業者)と大差ない状態だったと思います。そういった中で、貸金業の規制をしなればならないということ、貸金業規制法が制定されたわけです。

しかし、最終段階の時に、「とても営業できない」と言われて貸金業者側がねじ込んだのが、ある種の抜け穴である四十三条「みなし弁済」の規定だったんですね。言っても当時の貸金業者の利息は10

9・5%だったんですよ。それでも営業できないと言ったのです。ですから、金利も経過措置が取られて、段階的にしか下げられませんでしたが、「みなし弁済」の規定も、貸金業者を黙らせるための「飴」と言われています。しかし、社会の状況を見ると、その「飴」が猛威を振るってしまっただけのことです。

金融庁の監督責任も

しかし、はじめから「みなし弁済」について、厳格な運用がされていれば、これほどひどいことにならなかつたのではないですか。

そうですね。当然、貸金業者が利息が任意であることを借りる人に伝えていたら、みんな払わないでしょう。そうすれば、今ほどひどい多重債務というのは発生しなかつたです。少なくとも破産申し立て件数が20万件弱、破産予備軍に至っては200万人といわれる状況にまでならなかつたでしょう。

そうですね。業者もとんでもないのですが、監督官庁である金融庁の責任も問われてしかるべきだという気がします。おっしゃる通りですね。金融庁は貸金業規制法の制定当時のひどい取り立ての実態、暴力的な取り立てについてはかなり目を光らせて、一応業者

多重債務製造器

もその指導を守ってききました。が、「みなし弁済」の運用については、確かに不十分だったと思います。

あとも一つは、貸し過ぎの問題がありますよね。一応貸金業規制法で、貸し過ぎないよう審査をしっかりとやらなさいということがいわれていますよね。

まずひとつには、貸金業規制法十三条で過剰貸し付け等が禁止されていますが、これとて訓示規定といわれ、法的効力のない努力義務規定といわれています。

それから、貸金業者の収益というのは利息ですから、貸し付けが多ければ多いほど彼らの収益は上がるという構造的な問題があります。ですから、きちんと審査をしないで、もつとも、常識的な感覚では、それでは貸し倒れになってしまつたのではと疑問に思います

よね。しかし、大手は返済の滞った人に対して、脅してはいないですけど、ほかで借りて返すよう追い込むわけです。そうすると、そういった方は今度は一流三流のところから借りてくるわけです。ですから大手はどんな過剰貸し付けをやっても、全然腹は痛まな

これは大手貸金業者の元社員から聞いた話ですが、「自分たちは、ボーナスの時期になると、ほんとに恨めしくしてしょうがなかった」と言っています。なぜかという、ボーナスで一括返済をされると、自分たちの貸し付け残高が減っ

てしまつからです。彼らの給与体系は、貸し付け残高の多い方が給料が上がる仕組みになっていますから、自分の担当したお客さんが返済すると、自分の給料が減ってしまうのです。たとえば最初に10万円を借りた場合、数が月返済していれば、貸し付け枠が30万円に

広がりましたなどと、必要もないのに「何とかお願いします」と貸そつとしてきます。ひどい人は1週間に3〜4日電話がかかってくると言います。それも勤務先に。そうすると、会社に不審に思われたりするので、隠そつとして借りてしまつてというのが典型的なパターンです。これはもつと多重債務者製造器です。

これは一般的な個人間の貸し借りとはまったく異なる世界です。借金が雪だるま式に増えていくのは、そうした罠にはめていくシステムのせいであると言わざるを得ません。

憲法と多重債務

貸金業者の裏にいる銀行の問題も大きいと思います。報道によると、銀行の貸し流しや貸しはがしによって、消費者金融がないとやっていけないという地方の町や村もあるとか。大手貸金業者の大株主には、たいてい銀行が入っています。結局、銀行は貸し

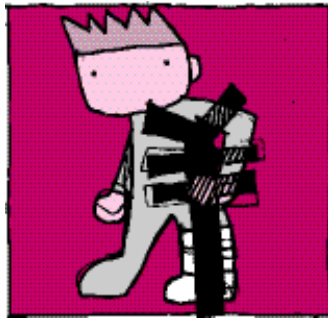
はがしたお金を、今度は貸金業者に還流させて、もつと高い金利で再び貸し付けているだけなのではないでしょうか。おっしゃる通り、日本の金融システムが生んだ、悪の産物と言つ以外にありません。

銀行や金融会社は、貸金業者には大量に資金を投入していますが、中小零細企業が頭を下げて借りに行つても、絶対貸しません。それは貸金業者に行かせれば確実に資金を回収できるからで、貸金業者に回収を代行させているようなものです。

もつひとつは、最初にも言いましたが、ぎりぎりの生活をしている中で、たとえば誰かが亡くなるとか、病気になるなど、何らかのアクシデントが起きたとき、そうしたお金がないという家庭があまりにも多すぎるのではないのでしょうか。そういった家庭にきちんと貸し付けができるような社会保障システムは絶対に必要です。貸金業者を無くす

だけでは何も解決しません。この問題は、憲法で保障された暮らしの権利の問題だと主張されていますね。

一般的にこの問題は財産権の問題だと考えられていると思いますが、しかし、この本質は生活困窮にあるわけです。それで貸金業者から借り



ると、先ほど申し上げたような仕組みによって農にはまっていくな。そして、取り立てが怖いので、貸金業者にはしつかり払つけれども、家賃を滞納する。結果的に家を失いホームレスになると。こつなつてくると生存権の問題です。経済苦による自殺者が8000人といわれ、人としての最低

限度の生活すら保障されていない現実があります。ですから、お金の貸し借りという問題を超えて、生活の根元、基盤を失わせるという意味で、人権の問題として捉えなければならぬと考えています。

解決できない借金の問題はない

最後に、自分が多重債務におちいつてしまつたら、具体的にどう解決していくべきか、お聞かせ下さい。

まず、いつが多重債務なのかという点ですが、よく皆さん、他から借りることのできる段階では、また大丈夫と言つて、借金の申し込みを断られてはじめてあわてるんです。でも、他から借りなければならなくなつた時点で、すでに多重債務のラインに踏み込んだと考えて下さい。借りるあてが無くなつた時点で多重債務なのではありません。

つまり、ひと月でも返済をどつしよつと思つ月があつ

たら、もつその時点で行動しないと遅いといつことですね。そつなつた時点で、一刻も早く司法書士や弁護士に相談するのが一番いいと思います。また、各地域の司法書士会でも無料相談を受け付けていますので、まずはそこへ相談に行かれるといいでしょう。それから、この10月から動き出した日本司法支援センター(法テラス)に連絡を入れれば、適切な機関を紹介してくれます。

それから、これが一番大事なことです。借金の問題は絶対あきらめないでもらいたいのです。解決できない借金の問題はありません。

よくわかりました。本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

(まとも) 吉村英二
日本司法支援センター(法テラス) ☎(0570)078374 PHS・IP
電話からは☎03(6745)5600

特集 多重債務とグレーゾーン金利

問題だ

事業者に甘い借り手直撃の改正案

金融オンブズネットコーディネーター 原 早苗

当初のグレーゾーン廃止と過剰貸金防止強化が…

2005年3月、金融庁に貸金業懇談会が設置されました。これは、03年に成立したヤミ金対策法(資金業規制法及び出資法の一部改正)の3年後の見直しを念頭に置いて、早めに検討に着手しておこうという意向からでした。貸金関連の法律は議員立法のため行政から手をあげるのほかなか難しいのですが、関係者のヒヤリングからスタートしました。

2005年3月、金融庁に貸金業懇談会が設置されました。これは、03年に成立したヤミ金対策法(資金業規制法及び出資法の一部改正)の3年後の見直しを念頭に置いて、早めに検討に着手しておこうという意向からでした。貸金関連の法律は議員立法のため行政から手をあげるのほかなか難しいのですが、関係者のヒヤリングからスタートしました。

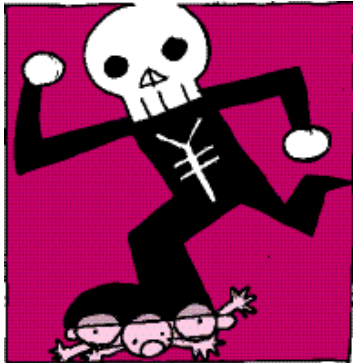
懇談会が06年4月21日に出した結論は、グレーゾーンは廃止、出資法の金利規制を利息制限法にあわせることが望ましいが大勢、過剰貸し付け防止対策の強化というものでした。これを受けて、

自民党貸金業小委員会での検討がはじまり、6月末に一定の結論を出し、法案の検討は水面下に入っしてしまいました。06年9月25日現在、まだ確定した法案にはなっていないませんが、秋の臨時国会への上程が予定され、4月に懇談会で出した結論よりずいぶん事業者に配慮した内容となる見通しです。

なぜ上限金利18%を20%に利上げ変更か?

大きな問題は、(1)短期・小口の特例措置、(2)利息制限法の金利区分(頁図参照)の変更です。

(1)については当初、短期(50万円以下・1年)に限り、新規借り手については、特例金利で20%台を認めるものでした。これでは、グレーゾー



での借り手を直撃します。これは、現行の金利は銀行貸出金利が9%台のときに決めたもので、いまはそれが1~4%なのだから引き下げることが妥当との意見が多かった懇談会の議論を無にするものです。過剰貸し付け防止のために個人信用情報機関の充実が急務ですが、これにも懸念があります。現在、個人信用情報機関は貸金、銀行、信販がそれぞれに持ち、さらに延滞情報を交流するCRIN、残高情報まで含めて交流するテラネットがあります。これらをどう統合していくかの問題があり、実際には完済情報をもとに貸し込みをしている状況に歯止めがかけられるか疑問です。

問われる倫理、保険金で債権回収の業界

さらに、業者が借り手にかける消費者信用団体生命保険の問題が登場し、命を担保とする業界のありようも問われる。また、これはもともと遺族の債務相続を防ぐとの意図で導入されたものですが、過剰なノルマのもとで、死んでくれば債権を回収できるとばかりに追い込みに使われまし。金融庁調査で、その数は年間3600人にのぼります。検討の途中では、急激に信用収縮が起これば借り手は借りる場がなくなり、ヤミ金に流れると貸金業者は連呼しました。また、貸金業者の大半が年利20%台で営業している現実にも配慮したのが、今回の改正案です。

改正案にはこのほか、参入規制を強化することや広告規制、罰則の強化などが盛り込まれています。また多重債務については、政府に総合対策本部が設けられる予定です。多重債務は構造的被害です。社会を疲弊させます。これを機会に、借り手の立場に立つたカウセリングやセーフティネットの構築など、根本的な対策を練るべきです。

私たちが貸金業者などで借り入れをする際、住所・氏名のみならず、不動産の所有や職業、収入など、こと細かに財産の状況を業者に知らせなければなりません。それは相手が返済能力を審査するからです。同時にそうした情報は「個人信用情報」として、「個人信用情報機関」に登録され、他の業者が貸し付けをする際にも、審査のために利用されることになります。

しかし、そうした個人信用情報は「センシティブ情報」と呼ばれ、プライバシー中のプライバシーとして特に秘匿されるべきだとされています。そうした誰しも他人に教えない情報を、それでもなお集め、業者間で共有するのは返済能力を超えた過剰貸し付けを防止するため、消費者を保護するのに役立つからです。つまり、私たちは、私たち自身のために他人に知られたくない情報をわざわざ提供しているわけです。

過剰貸し付け防止制度の破綻はプライバシー侵害

ところが、ここまで多重債務者が拡大する現状を見ると、そうした過剰貸し付け防止制度が機能しているとは、とても言えません。機能していないばかりか、それは「消費者が消費者自身を守るためにプライバシーを明かす」という

多重債務問題とプライバシーの権利

私たちは何のために情報を預けているのか？

特集 多重債務とグレーゾーン金利

制度の筋が、まったく反故にされていることにほかなりません。その筋が通らない限り、私たちが嫌々ながらプライバシーを明かす合理的根拠はなく、根拠なく他人の個人情報を利用するのは、完全なプライバシー侵害です。

事実、消費者金融業界では、そうした個人信用情報が、本

来の目的とは真逆に、さらなる借り入れを勧誘するために使われていたことも明らかになっています。

個人信用情報を営業に「目的外利用」

消費者金融業を規制する貸金業規制法では、過剰貸し付けが禁止され(十三条)、その実効性確保のために、信用

全情連に集められた個人信用情報が、借り入れ勧誘のための営業目的で使われていたことがわかりました。

全情連と金融庁に公開質問状

この報道が事実であれば、消費者金融業界の過剰貸し付け防止制度は完全に破綻していることになり、消費者はプライバシー侵害にさらされていることとなります。

いま国会ではグレーゾーン金利の見直しが議論され、その中では他業種との個人信用情報の共有なども言われています。しかし、こうしたプライバシーの権利に対する筋が通らない限り、何をやって過剰貸し付けは止まりません。そうした意味からも、多重債務問題はやはり人権の問題。そこまで視野に入れた議論が求められます。

情報機関の設置が定められていますが(三十条)。これに基づいて設置されているのが、全国信用情報センター連合会(全情連)です。また同法では、返済能力の調査以外に個人信用情報を利用することを禁じています(同二項)。

ところが、2006年8月17日付『毎日新聞』の報道で

していたそうです。こうした「おまとめローン」などと呼ばれる商品は業界に広がっていますが、報道によると、消費者金融の現役社員は「全情連がなければ『おまとめ』は成り立たない。信用情報に基づく顧客名簿を作り営業に利用している」とまで話しているそうです。

日消連では現在、上記の報道について、公開質問状で全情連と金融庁に対して事実確認を求めるとともに、目的外利用の防止について問いただしています。(吉村英二)

..... 特集 多重債務とグレーゾーン金利

信用情報機関同士の 情報交流に絶対反対!

私の体験から... 信用情報照会履歴不正消去被害者

情報の種類	情報の定義	情報の内容
申込情報	クレジットの新規申込における支払能力を調査するため、加盟会員が照会した事実を表す情報	ご本人を識別するための情報 氏名・生年月日・郵便番号・電話番号など お申込み内容に関する情報 照会日・商品名・契約予定額・支払予定回数・登録会社名など
クレジット情報	加盟会員と締結したご契約の内容及び支払状況を表す情報	ご本人を識別するための情報 氏名・生年月日・性別・郵便番号・住所・電話番号・勤務先電話番号など ご契約内容に関する情報 契約日・契約の種類・商品名・支払回数・契約額(限度額)・契約終了予定日・登録会社名など お支払状況に関する情報 報告日・残債額・請求額・入金額・入金履歴・異動(延滞・保証履行・破産)の有無・異動発生日・契約条件変更内容・延滞解消の有無・延滞解消日・終了状況など
利用記録	クレジットの利用用途における支払能力を調査するため、加盟会員が照会した事実を表した記録	ご本人を識別するための情報 氏名・生年月日・郵便番号・電話番号など 利用した事実に関する情報 利用日・利用目的・利用会社名など

現在、政府・与党の消費者金融に対する規制強化策のひとつとして、各業界(消費者金融、クレジット、銀行)の信用情報機関同士の情報交流が持ち上がっています。しかし、これは消費者金融とは縁のなかつたクレジットカード利用者新たな多重債務者に落とし込む愚策に思えてなりません。なぜなら、これにより消費者金融は、他の金融分野それともクレジットカードや

シー・アイ・シーは公器ではなく単なる情報企業

情報交流は、一見貸出金の総量規制に資するよう見えますが、問題は単純ではないと思います。なぜなら、クレジットカードの信用情報機関

シー・アイ・シー(CIC)には、非公開運用の照会履歴

住宅ローン等の利用情報が合法的に得られることになるからです。

総量規制に資するよう見えますが、問題は単純ではない

には、非公開運用の照会履歴

CICの加盟会員から登録される情報 (CICホームページより)

消去システム(非提携)の勧誘を受けまくるからです(1279号)。これはクレジット会社に
よる信用情報の照会履歴が本人の同意なく秘密裏に消せるという

狼に羊の番兵をさせるようなもの

うもので、しかも消去するかどうかの判断はクレジット会社の良心に委ねられているので、悪用すれば信用情報の盗み見がやりたい放題になるのです。私は、消費者金融の子会社であるクレジット会社に量販店との提携カードを申し込んだところ、CICの信用情報を基にした審査の結果、カードを所持し過ぎているという理由で拒否されると同時に、そのクレジット会社の自社カ

そのクレジット会社の自社カ

ド(非提携)の勧誘を受けまくるからです。納得がいけないため、CICで私の信用情報に対する照会履歴を開示しましたが、そのクレジット会社からの照会履歴はなく、確認を重ねたところCICは消去システムがあることをタカづきました。さらに1年後、自己情報の点検のために再びCICで照会履歴を開示した際、この中に現れていない履歴を確認すると、恫喝により当初はこれを隠蔽し、前年のことを告げると消去システムは現存することを認めました。このような実態のCICは、信用情報機関とはいえず、公器ではない単なる情報企業です。

「おまとめローン」と称して信用情報を目的外利用するよつな、良心の期待できない消費者金融に、この欠陥あるシステムを開放すれば、グレーゾーン金利の撤廃により他に活路を見出さざるを得ない彼らが、クレジット利用者にならないに得た情報で襲いかかることは、過去の行状からいって、切に望みます。

このことから、現在の個人情報情報システムには大きな欠陥があり、崩壊していると言つても過言ではなく、信用情報の取得・運用の合理性が失われています。それにも関